4　教員養成カリキュラム開発専門官は、大学並びに教員養成機関及び養護教諭養成機関における教員養成カリキュラムの開発に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　更新講習開発及び普及に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

7　教員人材確保専門官は、地方公務員である教育職員の人材確保に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（学校運営支援企画官、学力調査企画官及び校務改善専門官）

第三十三条　初等中等教育局に、学校運営支援企画官、学力調査企画官及び校務改善専門官それぞれ一人を置く。

2　学校運営支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。

3　学力調査企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関するもの（生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

4　校務改善専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の校務の改善に関する専門的事項についての指導及び助言に関するもの（初等中等教育企画課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第三十四条　［略］

第三十三条　削除

第三十四条　［略］

第四款　高等教育局

（企画官及び視学官）

第三十五条　高等教育局に、企画官一人及び視学官四人を置く。

2　［略］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

（私学助成専門官）

第四十三条　私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第二章

第一節　［略］

第二節　文化庁

第七十九条～第八十一条　［略］

（日本語教育専門官）

第八十二条　国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2　日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第八十三条～第八十七条　［略］

第三章・第四章　［略］

附　則

第四条　削除

備考　表中の［　］の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年十月十六日から施行する。

第四款　高等教育局

（企画官及び視学官）

第三十五条　高等教育局に、企画官一人及び視学官五人を置く。

2　［略］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

（私学助成専門官）

第四十三条　私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第二章

第一節　［略］

第二節　文化庁

第七十九条～第八十一条　［略］

（日本語教育専門官）

第八十二条　国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2　日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第八十三条～第八十七条　［略］

第三章・第四章　［略］

附　則

（初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所掌事務の特例）

第四条　初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室は、第二十六条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編集及び改訂に関する事務をつかさどる。